

令和 2 年度 水質検査計画



屋久島町 生活環境課

目 次

◆はじめに	2
1. 基本方針	3
2. 水道事業の概要	4
3. 水源の状況	10
4. 定期の水質検査	23
5. 臨時の水質検査	29
6. 水質検査の方法及び委託の内容	30
7. 検査結果の評価	31
8. 検査計画の見直し	31
9. 検査の精度と信頼性保証	32
10. 関係者との連携	33
11. 水質検査計画及び検査結果の公表方法	34
別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準	
別表2 採水地点一覧表	
別表3 令和2年度 水質検査計画	

◆はじめに

水質検査は、利用者のみなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体が抱える問題も多種多様であるといえます。

そういった背景の中、利用者のみなさまにより安心して水道をお使い頂けるように、屋久島町においても令和2年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使い頂くために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきか、ということを検討しております。また、その前提となる、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいうまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者のみなさまから頂く水道料金によってまかなわれています。したがって、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査計画に基づき水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解頂いた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動して頂ければ幸いです。

屋久島町では次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者のみなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めて参ります。

1. 基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。



また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データにもなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に際しましては、検査及びその結果に伴う対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとします。



2. 水道事業の概要

屋久島町には全部で26ヶ所の水源があり、表流水や地下水などから取水しています。取水した水（原水）は適切な浄水処理を行い、皆さまの給水栓へと給水しています。

そして令和2年度より「屋久島町簡易水道事業」から「簡易」を削除し、「屋久島町水道事業」に改めました。

2-1 浄水施設概要

○ 屋久島町北部

○永田地区水道事業（永田浄水場）

給水開始 （許可日）	浄水方法	計画給水 人口（人）	水源の名称	日平均 給水量（ m^3 ）	日最大 給水量（ m^3 ）	時間最大 給水量（ m^3 ）
S. 34. 6. 12	前処理機 緩速ろ過式	800	永田水源地 土面川上流	203	270	837

○吉田地区水道事業（吉田浄水場）

給水開始 （許可日）	浄水方法	計画給水 人口（人）	水源の名称	日平均 給水量（ m^3 ）	日最大 給水量（ m^3 ）	時間最大 給水量（ m^3 ）
S. 44. 3. 31	緩速ろ過式	340	吉田水源地 吉田川上流	82	102	428

○一湊地区水道事業（一湊浄水場）

給水開始 （許可日）	浄水方法	計画給水 人口（人）	水源の名称	日平均 給水量（ m^3 ）	日最大 給水量（ m^3 ）	時間最大 給水量（ m^3 ）
S. 40. 8. 27	緩速ろ過式	2,100	一湊水源地 白川上流	525	760	1,899

○志戸子地区水道事業（志戸子浄水場）

給水開始 （許可日）	浄水方法	計画給水 人口（人）	水源の名称	日平均 給水量（ m^3 ）	日最大 給水量（ m^3 ）	時間最大 給水量（ m^3 ）
S. 39. 5. 23	緩速ろ過式	600	志戸子水源地 志戸子川支流	162	216	756

○宮之浦地区水道事業（宮之浦浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 41. 5. 28	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	4,400	宮之浦水源地 白谷川支流	1,438	1,920	4,002

○宮之浦地区水道事業（深川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 41. 5. 28	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	4,400	宮之浦水源地 白谷川支流	1,438	1,920	4,002

○宮之浦地区水道事業（楠川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 44. 3. 31	緩速ろ過式	500	楠川水源地 城之川上流	120	150	570

○宮之浦地区水道事業（梶川浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 44. 3. 31	緩速ろ過式	200	梶川水源地 梶川上流	48	50	312

○東部地区水道事業（小瀬田浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 41. 5. 28	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	900	小瀬田水源地 男川上流 女川支流 地下水	266	350	1,050

○東部地区水道事業（長峰浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 49. 3. 30	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	450	長峰水源地 落川上流	163	218	850

○ 屋久島町南部

○南部地区水道事業（永久保浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 7	前処理機 急速ろ過式	190	永久保水源 地 田代川河川水	88	120	1,982

○南部地区水道事業（松峯浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 37	緩速ろ過式	3,360	安房水源 地 横川河川水	937	1,751	6,720

○南部地区水道事業（花揚浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 62	前処理機 急速ろ過式	400	平野水源 地 花揚川河川水	76	100	250

○南部地区水道事業（高平浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 2	緩速ろ過式	135	高平水源 地 小田汲川河川水	49	64	184

○南部地区水道事業（麦生配水池）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 1	緩速ろ過式	350	麦生水源 地 小田汲川河川水	84	105	385

○原地区水道事業（新原浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 11	前処理機 急速ろ過式	470	新原水源 地 鯛之川水源 地	179	133	407

○原地区水道事業（原浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 35	緩速ろ過式	470	原水源地 すすとり川水源地	179	233	1,595

○尾之間地区水道事業（尾之間浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 7	前処理機 急速ろ過式	1,030	尾之間水源地 すすとり川水源地	373	500	131

○尾之間地区水道事業（小島浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 37	前処理機 急速ろ過式	1,030	小島水源地	373	500	131

○西部地区水道事業（上之牧浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 61	前処理機 緩速ろ過式	910	上之牧水源地	1,270	353	389

○西部地区水道事業（平内浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 2	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	910	平内水源地 大崎川河川水	270	353	389

○西部地区水道事業（湯泊浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 61	前処理機 緩速ろ過式	910	湯泊水源地 湯川河川水	270	353	389

○栗生・中間地区水道事業（中間浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 3	緩速ろ過式	1, 790	中間水源地 中間川河川水	529	690	39

○栗生・中間地区水道事業（栗生浄水場）

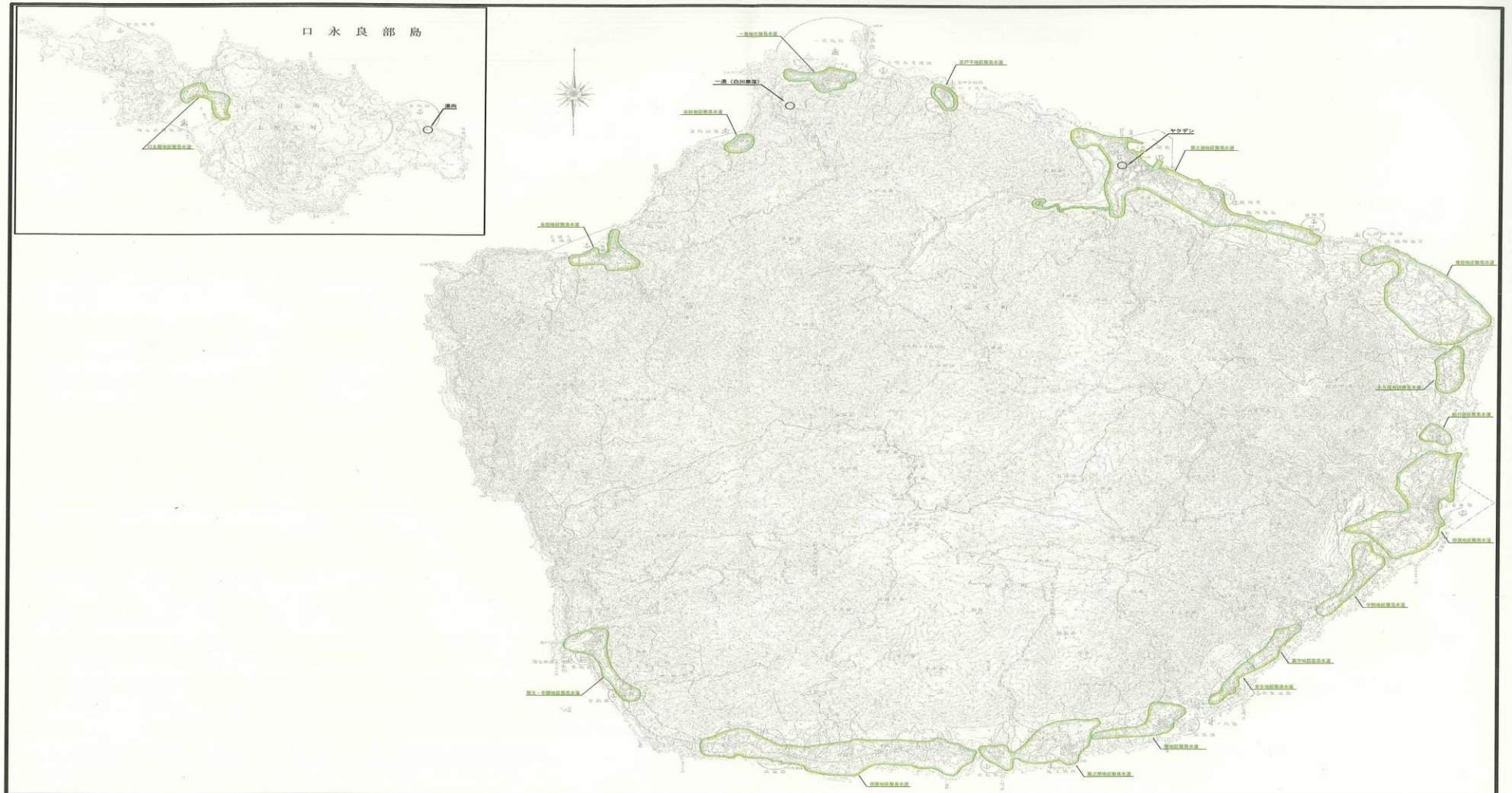
給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
H. 3	前処理機 緩速ろ過式	1, 790	栗生水源地 栗生川河川水	529	690	39

○ 口永良部

○口永良部地区簡易水道事業（口永良部浄水場）

給水開始 (許可日)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	日平均 給水量 (m ³)	日最大 給水量(m ³)	時間最大 給水量 (m ³)
S. 45. 3. 1	緩速ろ過式	170	口永良部水源地 前田川上流 前田川支流	41	84	478

2-2 給水区域図



3. 水源の状況

屋久島町には全部で 26 ヶ所の水源地があります。水源地で取水した水（以下「原水」と呼びます。）は、それぞれの浄水施設を経て水道水（以下「浄水」と呼びます。）となり、各家庭へと給水しています。

浄水は原水の水質の影響を大きく受けるため、本水質検査計画においては、各水源地の状況及び原水の水質状況を掲載します。また、水源地別に、水質を汚染させる可能性のある要因を明らかにし、それぞれにおける水質管理上の問題点も掲載します。

このような水源ごとの検討結果を踏まえて、それぞれの地域にあった水質検査の頻度（回数）を決定します。

○ 屋久島町北部

【永田地区水道】（永田浄水場）

永田地区水道は、土面川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【吉田地区水道】（吉田浄水場）

吉田地区水道は、吉田川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【一湊地区水道】（一湊浄水場）

一湊地区水道は、白川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【志戸子地区水道】（志戸子浄水場）

志戸子地区水道は、志戸子川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区水道】（宮之浦浄水場）

宮之浦地区水道の宮之浦浄水場は、白谷川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、宮之浦浄水場と深川浄水場に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。



【宮之浦地区水道】（深川浄水場）

宮之浦地区水道の深川浄水場は、深川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区水道】（楠川浄水場）

宮之浦地区水道の楠川浄水場は、城之川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【宮之浦地区水道】（梶川浄水場）

宮之浦地区水道の梶川浄水場は、梶川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取



水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【東部地区水道】（小瀬田浄水場）

東部地区水道の小瀬田浄水場は、男川上流と女川支流からの表流水、深井戸からの地下水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【東部地区水道】（長峰浄水場）

東部地区水道の長峰浄水場は、落川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理して



います。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区水道】（永久保浄水場）

南部地区水道の永久保浄水場は、田代川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

○ 屋久島町南部

【南部地区水道】（松峯浄水場）

南部地区水道の松峯浄水場は、横川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。





水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区水道】（花揚浄水場）

南部地区水道の花揚浄水場は、花揚川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区水道】（高平浄水場）

南部地区水道の高平浄水場は、小田汲川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結

果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【南部地区水道】（麦生配水池）

南部地区水道の麦生配水池は、高平浄水場で処理したものを、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。



しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【原地区水道】（新原浄水場）

原地区水道の新原浄水場は、鯛之川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。



しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及

びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【原地区水道】（原浄水場）

原地区水道の原浄水場は、すすとり川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【尾之間地区水道】（尾之間浄水場）

尾之間地区水道は、すすとり川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【尾之間地区水道】（小島浄水場）

小島地区水道の小島浄水場は、小島水源地の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区水道】（上之牧浄水場）

西部地区水道の上之牧浄水場は、上之牧水源地の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区水道】（平内浄水場）

西部地区水道の平内浄水場は、大崎川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。



取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や急速ろ過施設、緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【西部地区水道】（湯泊浄水場）

西部地区水道の湯泊浄水場は、湯川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。



【栗生・中間地区水道】（中間浄水場）

中間地区水道の中間浄水場は、中間川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。





水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

【栗生・中間地区水道】（栗生浄水場）

栗生地区水道の栗生浄水場は、栗生川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

○ 屋久島町口永良部

【口永良部地区簡易水道】（口永良部浄水場）

口永良部地区簡易水道は、前田川支流、大川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。





水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

4. 定期の水質検査

4-1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

4-1-1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

○一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1 mL 中に 100 個以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

○大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便を由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL 中に 1 つもないことが基準となっています。

4-1-2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の 10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

○健康に影響のある項目（毒性等）

50kg の人が毎日 2 リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の 10%）が 1 日の摂取量の上限とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の 10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いいため 20%）が基準値として設定されています。

さらに、発がん性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約 1%が基準値となるよう設定されています。

○生活利用上で困る項目（着色等）

色・濁り・臭いや、その元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

4-2 浄水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

4-2-1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色・濁り・残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。（この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。）

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担して頂く料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らせることとなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・全有機炭素・pH・味・臭気・色度・濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。

但し、藻類に起因する項目（ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- 毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回（季節変動を考慮）以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ますが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすい為、3ヶ月に1回検査を行います。
- その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

個々の検査項目と検査頻度については、別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準を参照してください。

4) 検査の省略について

平成 15 年に改正された省令では、上記 3) の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の 50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし本町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査を省略することが可能な項目についても年 1 回検査を実施します。

4-2-2 採水場所

- ・ 給水栓水（蛇口の水）を検査する地点とします。
- ・ 水源系統毎の末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。

具体的な採水場所につきましては、別表 2 採水地点一覧表を参照してください。

4-3 原水の検査

原水（水源から直接取った、消毒等の処理をする前の水）の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

4-3-1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物を除く項目を年 1 回検査します。

原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、経年変化を把握するため年 1 回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原生物の検査と、その指標となる指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れを判定します。判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

判断基準

リスクレベル		汚染の恐れ判断		
		原水の種別	指標菌検出状況 検出	未検出
レベル 1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない 被圧地下水のみの水		○
レベル 2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない 被圧地下水以外の水		○
レベル 3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル 4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水。

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水。

検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム検査
レベル 1	3 年に 1 回、井戸内部の状況点検	
レベル 2	3 ヶ月に 1 回以上	—
レベル 3	毎月 1 回以上	3 ヶ月に 1 回以上
レベル 4	毎月 1 回以上	3 ヶ月に 1 回以上

原水毎にレベル 1 からレベル 4 まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル 1 の場合、水道水の安全性をより確実にする為に、レベル 2 の項目・頻度で検査を行います。(原水毎の検査頻度につきましては、下表を参照してください。)

施設名称	レベル	原水 39 項目	指標菌 検査	クリプト スポリジウム等	備考
永田水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
吉田水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
一湊水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
志戸子水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
宮之浦水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
深川水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
楠川水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
梶川水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
小瀬田水源（第 1）	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
小瀬田水源（第 2 ・ 地下水）	1	1 回／年	4 回／年	—	レベル 1 であるが安全性を確保する為、 指標菌検査を行う。
小瀬田水源（第 3）	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
長峰水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
永久保水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
松峰水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
花揚水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
高平水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
新原水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
原水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
小島水源	4	1 回／年	1 回／年	1 回／年	高感度濁度計等施設整備済み。
上之牧水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
平内水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
湯泊水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
中間水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
栗生水源	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
口永良部水源（第 1）	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	
口永良部水源（第 3）	4	1 回／年	12 回／年	4 回／年	

4-3-2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。

具体的な採水場所につきましては、別表2 採水地点一覧表を参照してください。

4-4 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うか検討します。また、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合や給水栓水（蛇口から出る水）で水質基準に適合しないおそれがある場合に行います。

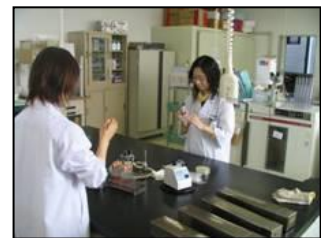
- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水地域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき
- ・ 浄水過程に異常が起こったとき
- ・ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ・ 原因不明の色、濁り、pH 異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ・ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ・ その他特に必要があると認められたとき

また、蛇口での赤水、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託の内容

6-1 水質検査の方法

- ・水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)に基づき行います。
- ・遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法 (平成 15 年厚生労働省告示第 318 号) に基づき行います。
- ・その他の検査を行う場合は、上水試験方法 (日本水道協会) 等に基づき行います。



6-2 委託の内容

1) 委託の範囲

①具体的な検査項目、頻度

原水の検査項目及び検査頻度については表4.3-1、浄水の水質検査については、別表3に示す項目について委託します。

②試料の採取及び運搬方法

試料の採取については、本町の生活環境課職員が行い、運搬を厚生労働省の登録機関に委託しています。

③臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の水質検査機関に委託しています。

2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証 (水道 GLP、ISO9001 等) 取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査 (以下「日常業務確認調査」という。) を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。



7. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水（浄水）は、51 項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

7-1 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の集落区長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

8. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合は検査の計画を見直すものとします。

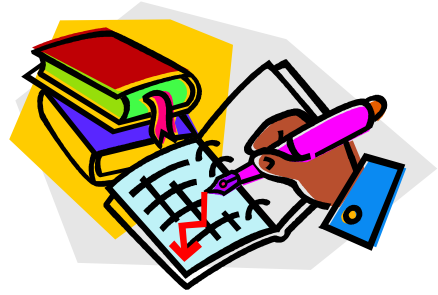
- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

具体的な検査計画につきましては、別表 3 令和 2 年度水質検査計画を参照してください。

9. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。



検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 検査が可能な検査施設を有していること。
- ・ 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・ 厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

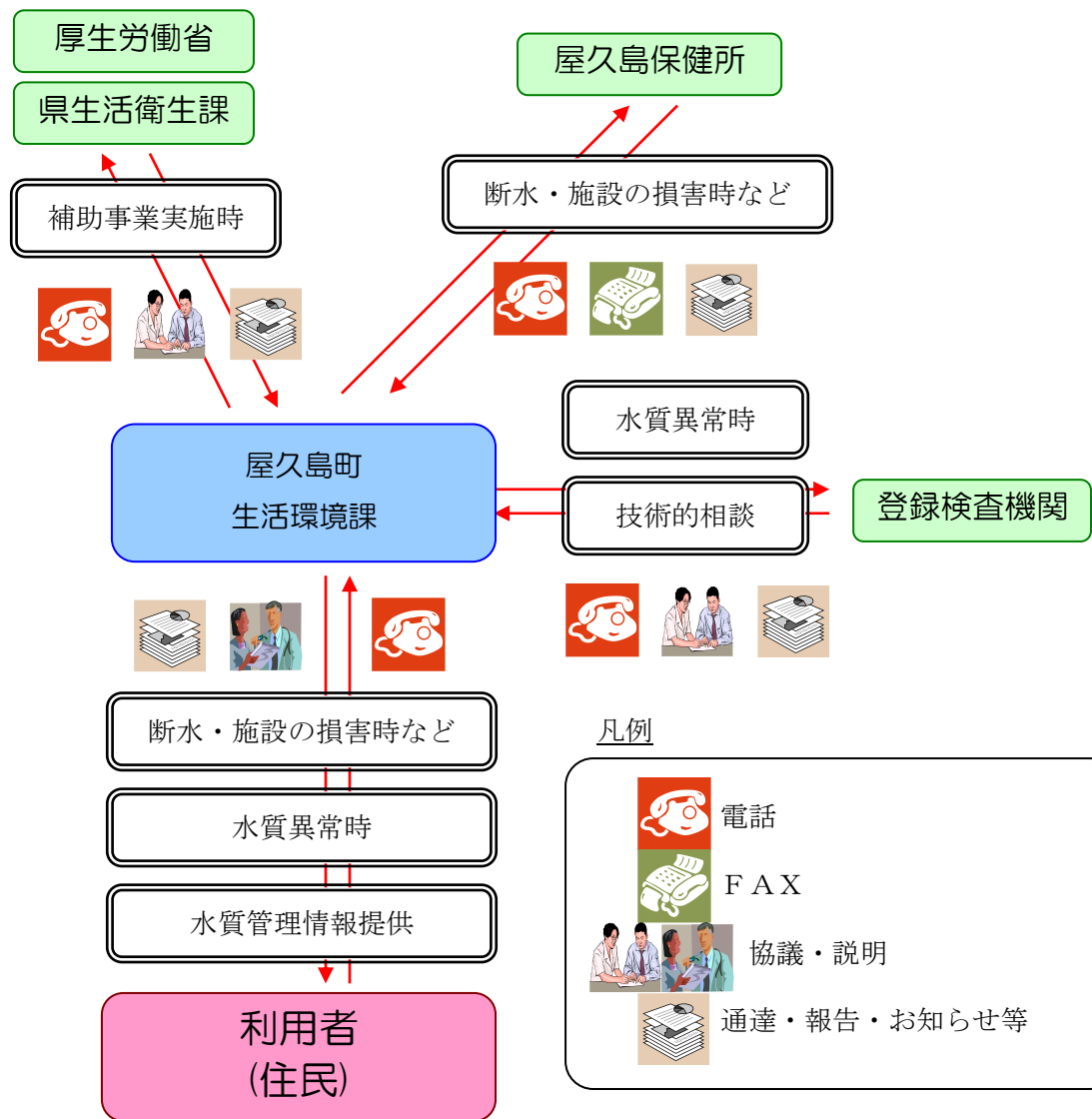
信頼性の保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO 9001の認証を取得していること。
- ④ ISO 9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

10. 関係者との連携

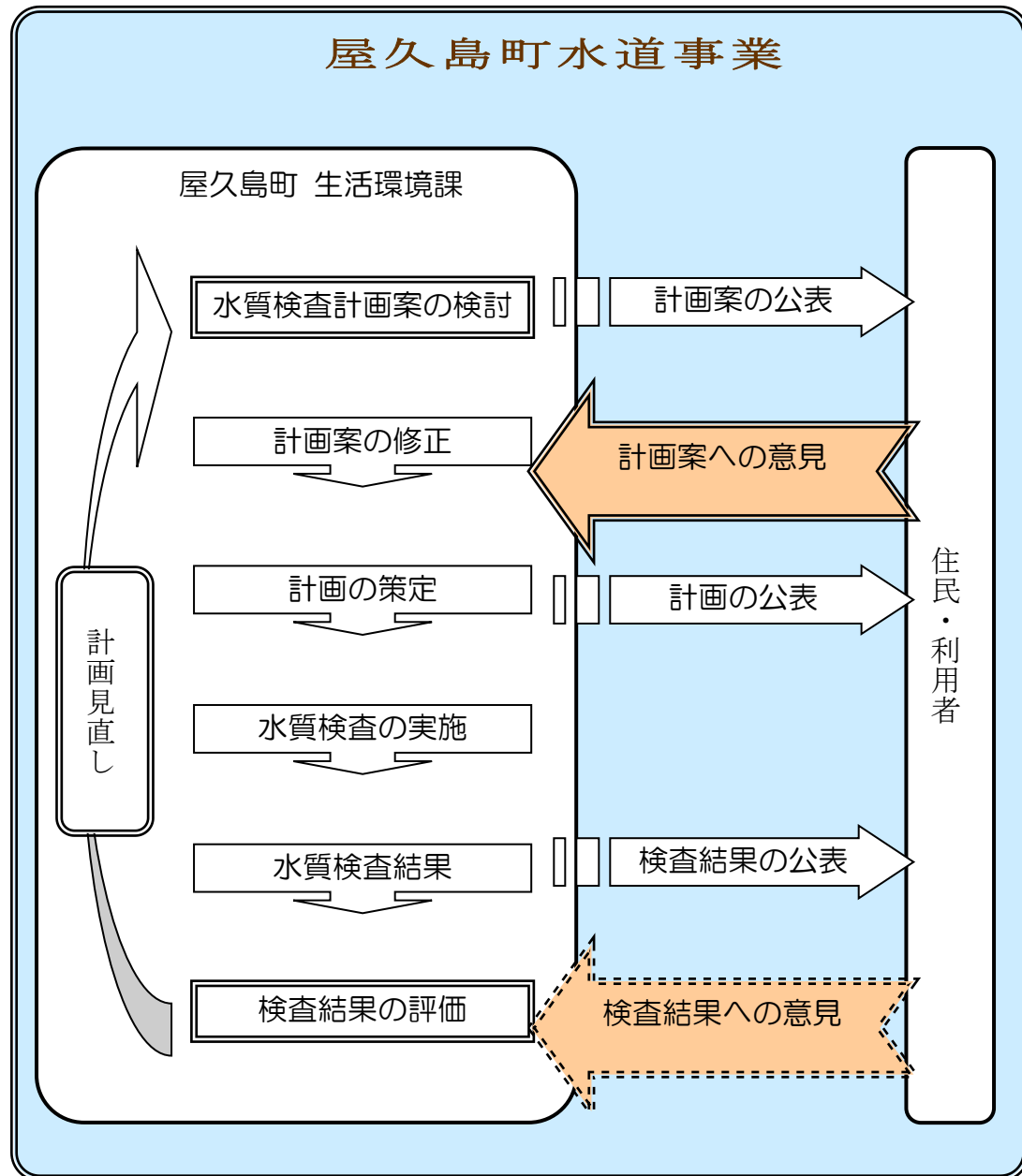
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



1 1. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、屋久島町では水質検査計画と検査結果を町役場窓口に備えるなどして、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見を頂くことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも「安心で安定な水道」を残していくために、みなさまのご協力をお願い致します。



別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準

番号	省令 番号	項 目	基準値	検査 回数	検査回数の減	省略の可否		原水 39 項目
1	01	一般細菌	100/mL	毎月	省略不可	—	—	●
2	02	大腸菌	検出されないこと			—	—	●
3	38	塩化物イオン	200mg/L		連続的に計測及び記録している場合 ↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	—	—	●
4	46	有機物	3mg/L			—	—	●
5	47	pH	5.8～8.6			—	—	●
6	48	味	異常でないこと			—	—	—
7	49	臭気	異常でないこと			—	—	●
8	50	色度	5 度			—	—	●
9	51	濁度	2 度			—	—	●
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	年 4 回	省略不可	—	—	●
11	21	塩素酸	0.6mg/L			—	—	—
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L			—	—	—
13	23	クロロホルム	0.06mg/L			—	—	—
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—	—
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L			—	—	—
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/L			—	—	—
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			—	—	—
18	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L			—	—	—
19	30	ブロモホルム	0.09mg/L			—	—	—
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	—	—	—		
21	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	年 4 回	水源の水質が大きく変わるおそれが少ない場合であって、過去3年間の検査結果が全て基準値の20%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/年 全て基準値の10%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/3年とすることが出来る	過去の検査結果が基準値の50%を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかな場合は省略することができる	「ハウ素」については、原水が海水の場合は省略できない	●
22	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L					●
23	13	ハウ素	1.0mg/L					●
24	26	臭素酸	0.01mg/L					—
25	03	カドミウム	0.003mg/L					●
26	04	水銀	0.0005mg/L					●
27	05	セレン	0.01mg/L					●
28	07	ヒ素	0.01mg/L					●
29	12	フッ素	0.8mg/L					●
30	36	ナトリウム	200mg/L					●
31	37	マンガン	0.05mg/L				●	
32	39	硬度 (Ca、Mg)	300mg/L				●	
33	40	蒸発残留物	500mg/L				●	
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L				●	
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L				●	
36	45	フェノール類	0.005mg/L				●	
37	06	鉛	0.01mg/L			施設の薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する		●
38	08	六価クロム	0.02mg/L					●
39	32	亜鉛	1.0mg/L					●
40	33	アルミニウム	0.2mg/L					●
41	34	鉄	0.3mg/L					●
42	35	銅	1.0mg/L					●
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L			地下水を水源とする場合は、近傍の地下水の状況も勘案する		●
44	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L					●
45	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L					●
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L					●
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L					●
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L					●
49	20	ベンゼン	0.01mg/L					●
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L	月 1 回	藻類の発生が少ないことが明らかな期間を除く	停滞水を水源とする場合は藻類の発生状況も勘案する		●
51	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L					●

別表 2 採水地点一覧表

事業名	浄水場名	原水 採水地点	浄水 採水地点
永田地区水道	永田浄水場	永田浄水場内沈殿池	永田区公民館
吉田地区水道	吉田浄水場	吉田水源地	吉田コミュニティセンター
一湊地区水道	一湊浄水場	一湊水源地導水管排泥弁	布引の滝公園
志戸子地区水道	志戸子浄水場	志戸子浄水場内沈殿池	志戸子区公民館
宮之浦地区水道	宮之浦浄水場	宮之浦浄水場内沈殿池	屋久島町宮之浦出張所
	深川浄水場	深川浄水場内沈殿池	深川児童館
	楠川浄水場	楠川浄水場内沈殿池	楠川登山道公衆トイレ
	梶川浄水場	梶川浄水場内沈殿池	消防詰所
東部地区水道	小瀬田浄水場	小瀬田第 1 水源池排水弁	小瀬田区公民館
		小瀬田第 2 水源（地下水）排泥弁	
		小瀬田第 3 水源地	
	長峰浄水場	長峰浄水場内沈殿池	屋久島町クリーンセンター
南部地区水道	永久保浄水場	永久保浄水場内着水槽	永久保区公民館
	松峰浄水場	松峰浄水場内沈殿池	松峰生活館
			船行地区墓地
	花揚浄水場	花揚浄水場内沈殿池	平野公民館
			屋久島町安房出張所
			春牧地区墓地
	高平浄水場	高平浄水場内沈殿池	高平 3 入口
	麦生浄水場		麦生ゲートボール場
西部地区水道	湯泊浄水場	湯泊浄水場内沈殿池	消防詰所
	平内浄水場	平内浄水場内沈殿池	消防詰所
	上之牧浄水場	上之牧浄水場内沈殿池	久保田工務店
尾之間地区水道	小島浄水場	小島浄水場内沈殿池	小島地区墓地
	尾之間浄水場	原浄水場内沈殿池	保食神社
原地区水道	原浄水場		個人宅
	新原浄水場	新原浄水場内排水弁	原地区墓地
栗生・中間地区水道	中間浄水場	中間浄水場内沈殿池	ガジュマル公園前
	栗生浄水場	栗生浄水場内沈殿池	消防詰所
口永良部簡易水道	口永良部	口永良部浄水場外排泥弁	屋久島町口永良部出張所
		口永良部第 3 水源中継施設内排泥弁	

別表 3 令和 2 年度 水質検査計画

検体略称	施設名	レベル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
BU久-01	永田地区水道 永田浄水場内沈殿池 永田浄水場	4	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌							水質基準(39項目)+指標菌					
BU久-02	吉田地区水道 吉田水源池 吉田浄水場	4	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	
BU久-03	一湊地区水道 一湊水源池 導水管排泥弁 一湊浄水場	4	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	
BU久-04	志戸子地区水道 志戸子浄水場内沈殿池 志戸子浄水場	4	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	
BU久-05	宮之浦地区水道 水源池(白谷) 宮之浦地区水道	4		クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)						水質基準(39項目)+指標菌					
BU久-06	宮之浦地区水道 深川浄水場内沈殿池 深川浄水場	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)+指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BU久-07	宮之浦地区水道 楠川浄水場内沈殿池 楠川浄水場	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)+指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BU久-08	宮之浦地区水道 楠川浄水場内沈殿池 楠川浄水場	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)+指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BU久-09-1	東部地区水道 浄水場(着水地) 小瀬田第1水源池	4							クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)	水質基準(39項目)+指標菌					
BU久-09-2	東部地区水道 浄水場(着水地) 小瀬田第2水源池(地下水)	2		指標菌			指標菌			水質基準(39項目)+指標菌			指標菌		
BU久-09-3	東部地区水道 浄水場(着水地) 小瀬田第3水源池	4							クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)	水質基準(39項目)+指標菌					
BU久-10	東部地区水道 浄水場(着水地) 長峰地区簡易水道	4							クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)	水質基準(39項目)+指標菌					
BU久-11	南部地区水道 永久保浄水場内着水槽 永久保浄水場	4	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	
BV久-12	南部地区水道 松峯浄水場内沈殿池 松峯浄水場	4				クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)		水質基準(39項目)+指標菌							
BV久-13	南部地区水道 花掃浄水場内沈殿池 花掃浄水場	4				クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)		水質基準(39項目)+指標菌							
BV久-14	南部地区水道 高平浄水場内沈殿池 高平浄水場	4				クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)		水質基準(39項目)+指標菌							
BV久-15	原地区水道 新原浄水場排水弁 原地区簡易水道 新原	4	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)					水質基準(39項目)+指標菌							
BV久-16	尾之間地区水道 原地区水道 原浄水場内沈殿池 尾之間浄水場 原浄水場	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BV久-17	尾之間地区水道 原地区水道 小島浄水場内沈殿池 小島浄水場	4	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)					水質基準(39項目)+指標菌							
BV久-18	西部地区水道 上之牧浄水場内沈殿池 上之牧浄水場	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BV久-19	西部地区水道 平内浄水場 平内浄水場内沈殿池	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	水質基準(39項目)+指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BV久-20	西部地区水道 湯泊浄水場 湯泊浄水場内沈殿池	4	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)+指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	
BV久-21	中間地区水道 中間浄水場内沈殿池 中間浄水場	4	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)+指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	
BV久-22	中間地区水道 栗生浄水場内沈殿池 栗生浄水場	4	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)+指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	
BW久-23-1	口永良部簡易水道 口永良部浄水場外排泥弁 口永良部	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+指標菌+ クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
BW久-23-2	口永良部簡易水道 口永良部第3水源 口縦施設内排泥弁	4	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	指標菌	水質基準(39項目)+指標菌+ クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)	指標菌	指標菌	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水) +指標菌	指標菌	
	水質基準(39項目)		0	0	0	0	0	11	0	15	0	0	0	0	26
	クリプトスポリジウム、ジアルジア(原水)		6	9	4	6	8	4	6	8	4	3	8	4	70
	指標菌		15	16	15	15	16	20	15	21	15	15	16	15	194

淨水

令和2年度 屋久島地区

R2.3.9現在

[illegible]

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名 永田区公民館

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.17	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.06	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	40	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

吉田コミュニティセンター

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	16	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.26	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	9.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	48	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

布引の滝公園

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	35	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表
水道施設名 志戸子区公民館

令和2年度水質検査計画

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	11	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	7.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	56	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

屋久島町宮之浦出張所

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	40	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.25	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.024	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.034	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.08	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法：4回／1年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	23	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度] 」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名 深川児童館

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.23	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	8.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	35	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

楠川登山道公衆トイレ

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	33	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	40	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		消防詰所												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
令和2年度検査頻度																		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○						○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.25	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	5.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔/mL〕」、「No.3～No.46〔mg/L〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名 小瀬田区公民館

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.26	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	40	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

屋久島町クリーンセンター

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.28	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	30	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表
水道施設名 令和2年度水質検査計画
永久保区公民館

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.20	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	31	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名 船行地区墓地

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	-
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	-
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	-
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	-
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.003	-
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.005未満	-
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン													0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													10	2.0	1.0	0.4	-
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	-
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	-
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	-
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	-
16	スス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	-
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	-
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	-
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	-
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	-
21	塩素酸													0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸													0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム													0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸													0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン													0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸													0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン													0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸													0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン													0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム													0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド													0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	-
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	-
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	-
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	-
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	6.9	-
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	-
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	8	-
40	蒸発残留物													500	100	50	36	-
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	-
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	-
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	-
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	-
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	-
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1〔 /mL 〕」、「No.3～No.46〔 mg/L 〕」、「No.50～No.51〔度〕」、「No.2及びNo.47～No.49〔単位なし〕」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		松峯生活館												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	14	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○		0.8	0.16	0.08	0.08未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物					○			○			○		1.0	0.2	0.1	0.1未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○			○			○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	スス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.18	-	-	0.18	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3	0.06	0.03	0.03未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○		200	40.0	20.0	5.4	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○			○			○		300	60	30	4	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○			○			○			○		500	100	50	32	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン		○	○		○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○	○		○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類		○			○			○			○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	11	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.40	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.033	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.09	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法：4回／1年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	5.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	35	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度] 」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

春牧地区墓地

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○				○		○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○				○		○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物					○				○		○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○				○		○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○				○		○		0.01	0.002	0.001	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物					○				○		○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○				○		○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○		○		10	2.0	1.0	0.2	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物					○				○		○		0.8	0.16	0.08	0.08未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物		○			○				○		○		1.0	0.2	0.1	0.1未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○				○		○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン					○				○		○		0.05	0.010	0.005	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○			○				○		○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○				○		○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○				○		○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○				○		○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○				○		○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○				○		○		0.6	-	-	0.14	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸					○				○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○				○		○		0.06	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○				○		○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○		○		0.1	-	-	0.004	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL] 」、「No.3~No.46 [mg/L] 」、「No.50~No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし] 」

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

屋久島町安房出張所

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○		0.8	0.16	0.08	0.08未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物					○			○			○		1.0	0.2	0.1	0.1未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○			○			○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	スス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.03	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3	0.06	0.03	0.03未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○		200	40.0	20.0	5.4	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.001未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○			○			○		300	60	30	4	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○			○			○			○		500	100	50	26	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン		○	○		○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○	○		○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類		○			○			○			○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	平成31年4月から新規施設のため過去データなし。令和04年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名 高平 3 入口

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.46	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.033	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	4.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	22	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

麦生ゲートボール場

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	32	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.1未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○		0.8	0.16	0.08	0.08未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物					○			○			○		1.0	0.2	0.1	0.1未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○			○			○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	スス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.13	-	-	0.13	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.04	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3	0.06	0.03	0.03未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○		200	40.0	20.0	4.1	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○			○			○		300	60	30	8	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○			○			○			○		500	100	50	30	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン		○	○		○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○	○		○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類		○			○			○			○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	8.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	3.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		原地区墓地												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
令和2年度検査頻度																		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.31	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.032	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	4.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	20	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	5.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

松本 宅

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	38	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.35	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.022	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.033	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	5.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	36	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	5.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.28	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.018	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.032	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.06	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法：4回／1年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	5.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	35	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名 小島地区墓地

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	10	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.55	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.046	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.028	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.055	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.042	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法：1回／1年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	5.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	29	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	3.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

久保田工務店

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブromジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブromホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	5.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	6.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		消防詰所																				
No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
3	カドミウム及びその化合物		○			○				○			○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
4	水銀及びその化合物					○							○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
5	セレン及びその化合物		○			○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
6	鉛及びその化合物					○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
7	ヒ素及びその化合物		○			○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
8	六価クロム化合物		○			○				○			○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
9	亜硝酸態窒素		○			○				○			○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○			○	10	2.0	1.0	0.2	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
12	フッ素及びその化合物		○			○				○			○	0.8	0.16	0.08	0.08未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
13	ホウ素及びその化合物		○			○				○			○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
14	四塩化炭素		○			○				○			○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
15	1,4-ジオキサン		○			○				○			○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
16	スス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○				○			○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
17	ジクロロメタン		○			○				○			○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
18	テトラクロロエチレン		○			○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
19	トリクロロエチレン		○			○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
20	ベンゼン		○			○				○			○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
21	塩素酸		○			○				○			○	0.6	-	-	0.13	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
22	クロロ酢酸		○			○				○			○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
23	クロロホルム		○			○				○			○	0.06	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
24	ジクロロ酢酸		○			○				○			○	0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
25	ジブロモクロロメタン		○			○				○			○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
26	臭素酸		○			○				○			○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
27	総トリハロメタン		○			○				○			○	0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
28	トリクロロ酢酸		○			○				○			○	0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
29	ブロモジクロロメタン		○			○				○			○	0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
30	ブロモホルム		○			○				○			○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
31	ホルムアルデヒド		○			○				○			○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
32	亜鉛及びその化合物		○			○				○			○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
33	アルミニウム及びその化合物					○				○			○	0.2	0.04	0.02	0.09	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
34	鉄及びその化合物		○			○				○			○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
35	銅及びその化合物		○			○				○			○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
36	ナトリウム及びその化合物		○			○				○			○	200	40.0	20.0	7.4	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
37	マンガン及びその化合物		○			○				○			○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○				○			○	300	60	30	6	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
40	蒸発残留物		○			○				○			○	500	100	50	35	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
41	陰イオン界面活性剤		○			○				○			○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○		○			○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）				
43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○		○			○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）				
44	非イオン界面活性剤					○				○			○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
45	フェノール類		○			○				○			○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	平成30年4月から新規施設のため過去データなし。令和03年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）				
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）				
		9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」							

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		消防詰所												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
令和2年度検査頻度																		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○						○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.22	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	7.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	35	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/ mL] 」、「No.3～No.46 [mg / L] 」、「No.50～No.51 [度] 」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし] 」			

注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」

水質検査表
水道施設名 令和2年度水質検査計画
ガジュマル公園前

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.31	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.022	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	6.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○								300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
40	蒸発残留物					○								500	100	50	36	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表 令和2年度水質検査計画

水道施設名		消防詰所												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
No	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○								0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
4	水銀及びその化合物					○								0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
5	セレン及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
6	鉛及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
7	ヒ素及びその化合物					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
8	六価クロム化合物		○						○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和2年4月1日から水質基準が変更されたため令和4年度末（3年間）まで1年間に4回の検査(水道法：4回／1年)
9	亜硝酸態窒素					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○								0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
13	ホウ素及びその化合物					○								1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
14	四塩化炭素					○								0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
15	1,4-ジオキサン					○								0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○								0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
17	ジクロロメタン					○								0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
18	テトラクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
19	トリクロロエチレン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
20	ベンゼン					○								0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
21	塩素酸		○			○			○			○		0.6	-	-	0.17	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法：4回／1年)
32	亜鉛及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
33	アルミニウム及びその化合物					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
34	鉄及びその化合物					○								0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
35	銅及びその化合物					○								1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
36	ナトリウム及びその化合物					○								200	40.0	20.0	7.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
37	マンガン及びその化合物					○								0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	12.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○								300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
40	蒸発残留物					○								500	100	50	43	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
41	陰イオン界面活性剤					○								0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
42	ジェオスミン			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤					○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類					○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法：1回／3年)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			

水質検査表

令和2年度水質検査計画

水道施設名

屋久島町口永良部出張所

No	項目	令和2年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2017/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物		○			○			○			○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
4	水銀及びその化合物		○			○			○			○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
5	セレン及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
6	鉛及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
7	ヒ素及びその化合物		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
8	六価クロム化合物		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
9	亜硝酸態窒素		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		10	2.0	1.0	0.1	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
12	フッ素及びその化合物		○			○			○			○		0.8	0.16	0.08	0.09	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
13	ホウ素及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.2	0.1	0.1未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
14	四塩化炭素		○			○			○			○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
15	1,4-ジオキサン		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
16	スス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○			○			○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
17	ジクロロメタン		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
18	テトラクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
19	トリクロロエチレン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
20	ベンゼン		○			○			○			○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
21	塩素酸		○			○			○			○		0.25	-	-	0.25	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
22	クロロ酢酸		○			○			○			○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロホルム		○			○			○			○		0.06	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	ジクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	臭素酸		○			○			○			○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	総トリハロメタン		○			○			○			○		0.1	-	-	0.031	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	トリクロロ酢酸		○			○			○			○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモホルム		○			○			○			○		0.09	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ホルムアルデヒド		○			○			○			○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	亜鉛及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	アルミニウム及びその化合物		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.02	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
34	鉄及びその化合物		○			○			○			○		0.3	0.06	0.03	0.03未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
35	銅及びその化合物		○			○			○			○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
36	ナトリウム及びその化合物		○			○			○			○		200	40.0	20.0	16.2	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
37	マンガン及びその化合物		○			○			○			○		0.05	0.010	0.005	0.001未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	25.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		○			○			○			○		300	60	30	29	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
40	蒸発残留物		○			○			○			○		500	100	50	147	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
41	陰イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
42	ジェオスミン		○	○	○	○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○	○	○			○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤		○			○			○			○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
45	フェノール類		○			○			○			○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	令和02年4月から新規施設のため過去データなし。令和05年3月（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ～ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9	項目数	注）各検査項目の単位は、「No.1 [/mL 」、 「No.3～No.46 [mg/L 」、 「No.50～No.51 [度]」、 「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」			